

農業委員会からのお知らせ

農業委員と農地利用最適化推進委員を募集します！

農業委員会では、8月から活動する「農業委員」と「農地利用最適化推進委員」を次のとおり募集します。同じ人を両方の委員に推薦または応募できませんが、兼職はできません。詳しくは、農業委員会事務局にお問い合わせください。

	農業委員	農地利用最適化推進委員
主な仕事	農地の貸し借りや売買、農地転用申請などの許可を審議します。	担当区域の農地や農家の状況を把握し、担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消などに取り組みます。
募集人員	9人	11人 ※中部A、江刈A・B、西部・北部は各2名。中部Bは1名
応募資格	農業委員の職務を適切に遂行できる人	農地利用の最適化の推進に熱意と意欲がある人
任期	令和3年8月20日～令和6年8月19日	令和3年8月の委嘱された日から令和6年8月19日まで
報酬(月額)	23,000円	18,000円
募集期間	3月22日⑧から4月20日⑩まで 【受付】8時30分から17時15分まで	
応募方法	所定の応募用紙に必要事項を記入のうえ、推薦者または応募者が直接、農業委員会事務局へお持ちください。 ※応募用紙は同事務局から直接受け取るか町ホームページ(https://www.town.kuzumaki.iwate.jp)からダウンロードもできます。	
提出先	〒028-5495 葛巻16-1-1 農業委員会事務局 【電話】66-2111内線250 【mail】kuzumaki1001@town.kuzumaki.iwate.jp	

4月15日(木)まで 確定申告期限を延長します

申告所得税、贈与税、個人事業者の消費税の申告・納付期限は、新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、4月15日(木)まで延長されました。

町の納税(申告)相談日程に変更はありませんので、お間違いのないようご注意ください。

◆盛岡税務署での申告

【会場】アイーナ7階(盛岡市盛岡駅西通1-7-1)

※**アイーナ会場での申告相談は、3月15日(月)まで**となっており、3月16日(火)以降は、相談スペースの確保に制約が生じることも予想されます。申告相談をご希望の方は、準備が整い次第、可能な範囲で**早めのご来場**をお願いします。

【開設時間】9時から16時まで

※土曜、日曜、祝日を除く

※申告書作成会場の混雑緩和のため、会場への入場には「入場整理券」が必要です。なお、入場整理券の配布状況に応じて後日の来場をお願いします。

※3月16日以降の申告書作成会場については、盛岡税務署へお問い合わせください。

盛岡税務署 ☎019-622-6141(代表)

◆町の納税(申告)相談日程 会場:総合センター2階

3月	受付時間		対象地区など
	午前	午後	
1日⑧	8時45分～11時30分	13時～16時	車門、五日市、栗山
2日⑨			中村、寺田
3日⑩			小田、田野
4日⑪			13時～18時 時間延長日 全地区
5日⑫			13時～16時 冬部、市部内
6日⑬	休		
7日⑭	9時～11時30分	13時～16時	休日相談日 全地区
8日⑮	8時45分～11時30分	13時～16時	吉ヶ沢、上外川、名前端、毛頭沢
9日⑯			元木
10日⑰			小屋瀬
11日⑱			13時～19時 時間延長日 全地区
12日⑲		13時～16時 全地区	
13日⑳	休		
14日㉑	休		
15日㉒	8時45分～11時30分	13時～16時	全地区

盛岡市市民会計課税務徴収係 ☎66-2111内線132

町の納税(申告)相談は
3月15日まで

5月28日までに申請しましょう 農用地区域での農業以外の利用

町は農業振興地域の整備に関する法律に基づき、総合的な農業振興を図るため「葛巻農業振興地域整備計画」を策定しています。この計画は、おおむね5年に1度、総合的な見直し(定期見直し)を実施することとされ、令和2年度に行う予定でしたが、新型コロナウイルス感染症などの影響により、令和3年度まで見直しを延長することになりました。農用地区域での農業以外の利用を計画している人は、下記を参考に提出期限までに手続きを行ってください。

盛岡市農林環境エネルギー課 ☎66-2111内線145

■農業振興地域整備計画とは

農業振興を図るべき地域を明らかにし、土地の有効活用と農業の近代化を総合的に進めるため、おおむね10年間を見通して策定する計画です。

■農用地区域での農業以外の利用制限

将来にわたり優良農地として利用が考えられている土地は「農用地区域」に設定して農業施策を重点的に行うため、農業以外の利用が制限されています。このため、**農用地区域内の土地を住宅建築や植林など農業以外の目的で利用する場合は、農用地区域から除外する手続き(農振除外)が必要です。**

■農用地区域から除外するための要件

農用地区域に設定された土地を農業以外の目的で利用する場合、次の5つの要件すべてを満たす必要があります。

- 農用地以外の用途で使いたいが、代わりに土地がないこと
- 集団での利用や農作業の効率化など、農地利用の妨げにならないこと
- 農業経営を行う人が農用地を広げる妨げにならないこと
- 土地改良施設のもつ機能に支障を及ぼさないこと
- 土地改良事業などの施行区域内にある土地は、事業完了(公告)した年度の翌年度から8年を経過していること

■農振除外が必要な場合

令和4年度から8年度の間、農用地区域内の土地に住宅建築や植林など農業以外の利

用を予定しているときは、申出書の提出が必要です。

【提出期限】5月28日(金) ※期日厳守

■その他注意事項

- 6月以降は計画の見直し作業に入ります。そのため、申出書の受け付けはできませんのでご注意ください。
- 令和4年度から8年度までの5年間は農振除外ができません。除外が必要な場合は、提出期限までに手続きを行ってください。
※農地転用を伴う場合は、農振除外後に農業委員会で農地転用の手続きを行ってください。

■農用地区域外の土地を農業用として利用する場合

農用地区域外の土地を草地造成など農業上の利用として計画している場合についても、農用地区域内への編入手続きが必要になる場合があります。

■計画変更に係る提出書類

- 葛巻農業振興地域整備計画農用地利用計画変更申出書
- 土地の登記事項証明書、公図(申請地の地番、地目および隣接地の利用状況を表示する図面)
- 位置図(申請地の位置および付近の状況を表示する図面)
- 案内図
- 位置比較検討表
- 事業計画の概要、配置図など